

2022年 9月 7日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹 様

全山形教職員組合
執行委員長 福岡 修三
(職印省略)

故安倍晋三元首相の「国葬儀」に関わる要請

政府は、本年9月27日に安倍晋三元首相の「国葬儀」を行うことを閣議決定しました。

個人に対して「弔意」を表すかどうかは、あくまで個人の自由に属する問題であります。今般、閣議決定された「国葬儀」は何の法的根拠もないものであり、多くの国民が反対し、弁護士会等からも疑義・反対等の見解表明が相次いでいます。

たとえ国が行う儀式であったとしても、学校教育の場で弔旗の掲揚や児童生徒及び教職員に黙祷等の「弔意」を表明することを求めることは、日本国憲法が保障する「思想及び良心の自由」(第19条)および「表現の自由」(第21条)に反し、不当な公権力の行使にあたるものです。

よって山形県教育委員会におかれては、市町村教育委員会・県立学校等に対し、故安倍晋三元首相「国葬儀」にかかわり、いかなる通知・指示・要請・連絡等を行わないよう強く要請します。

さらに、「弔意の強制」とみなされることのないよう、以下のことを合わせて強く要請します。

記

- 1 「国葬儀」当日、市町村立学校・県立学校等の教育機関において半旗・弔旗を掲揚しないこと。
- 2 「国葬儀」当日、市町村立学校・県立学校等の教育機関において教職員・児童生徒に半旗・弔旗を掲揚させることのないようにすること。
- 3 校長が児童生徒に対し黙祷等の弔意表明を指示することは、判断力にかかわる発達段階を無視して一律の対応を強要するものであり、これを行わないこと。
- 4 校長が教職員に対し黙祷等の弔意表明を指示すること、また教職員に児童生徒への黙祷等の弔意を表すよう指示することは、日本国憲法で保障された個人の思想・良心の自由に対する職務権限の濫用にあたるものであり、これを行わないこと。
- 5 教職員の指示によって、児童生徒に黙祷等の弔意表明をさせないこと。

以上